



2022年4月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 識 学
代 表 者 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 安 藤 広 大
(コード番号7049 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 推 進 部 長 佐 々 木 大 祐
(TEL : 03 - 6821 - 7560)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、2022年5月27日開催予定の第7期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、「株主総会資料の電子提供制度」の導入に備えるために、現行定款の一部変更を行うものであります。

①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第15条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③変更案第15条の新設により、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり条文を変更し、それに伴い、市場取引等による自己株式の取得については取締役会決議に基づき可能となることから、現行定款第7条を削除するものであります。

2. 変更の内容

定款の変更内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更内容を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p>
<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 37 条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 2 月末日とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等)</u> 第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p>
<p><u>(中間配当)</u> 第 38 条 当社は、取締役会の決議によって <u>毎年 8 月 31 日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 38 条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 2 月末日とする。</u></p>

	<p><u>2 当社は、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p> <p><u>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程（予定）

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日：2022年5月27日（金曜日）
- (2) 定款変更の効力発生日
 - ①取締役の任期の変更：2022年5月27日（金曜日）
 - ②株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更：2022年9月1日（木曜日）

以上